

①子どもの権利侵害が増加している

項目	現行規定	課題と対応 (三重県の子どもの現状など)	改正案
条例名称	三重県子ども条例		三重県子どもの権利条例
第1条 (目的)	<p>【手段】 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、(中略)施策の基本となる事項を定めることにより、</p> <p>【直接の目的】 これを総合的に推進し、</p> <p>【高次の目的】 もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資する</p>	<p>現行条例は、高次の目的として「子どもの権利が尊重される社会の実現に資する」とや、基本理念で「子どもを権利の主体として尊重する」ことを規定しているが、子どもの権利に関する規定がなく、また、権利侵害に対応する県の施策や救済措置が規定されていない。</p> <p>⇒ 子どもの権利を守ることを正面から捉えた条例とし、必要な規定を整備する。</p>	<p>【手段】 子どもの権利の内容を明らかにし、(中略)施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、</p> <p>【直接の目的】 全ての子どもの権利を守り、</p> <p>【高次の目的】 もって子どもが将来にわたって幸せな状態で生活することができる社会の実現に資する</p>
第3条 (子どもの権利)	規定なし	<p>・子どもの権利侵害事例(虐待、不適切保育など)の発生 児童虐待相談対応件数 930件(H23)⇒2,408件(R4)</p> <p>・いじめの認知件数の増加 1,000人あたりのいじめの認知件数 1.2件(H23)⇒29.6件(R4)</p> <p>・ヤングケアラーなどの新たな課題 自身をヤングケアラーと思う子どもの割合(みえの子ども白書2024) 中2:0.6%、高2:0.7%</p> <p>・子どもの権利について子ども自身の認知度が低い 子どもの権利についての認知度(みえの子ども白書2024) 小5:5.3%、中2:6.6%、高2:14.2%</p> <p>・検討会議で「子どもの権利について、子ども・大人ともに知ることが重要」、「知らない権利は守られない」、「権利侵害の救済措置について議論することが必要」との意見があった。</p>	子どもの権利が、児童の権利に関する条約に定められている権利であることを明示。その中でも特に大切な権利として、4つの一般原則を明示。
第12条 (子どもの権利について学ぶ機会の提供)	県は、子どもの権利について、子ども、県民が学ぶ機会を提供		県は、子どもの権利について、子ども、保護者、県民が学ぶ機会を提供
第16条 (子どもの安全・安心の確保)	規定なし		<p>1 県は、子どもを災害、犯罪、事故その他の危害から守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進</p> <p>2 県は、虐待やいじめなど子どもの権利を侵害する行為から子どもを守るとともに、子どもの権利が侵害された場合に救済を図ることができるよう、体制の充実その他の必要な措置を講ずる</p>

②子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子どもの健やかな育ちに必要な施策のニーズが増加・多様化している

項目	現行規定	課題と対応 (三重県の子どもの現状など)	改正案
第2条 (子どもの定義)	18歳未満の者	<p>現行条例は、「子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援する」ことを規定するのみであり、増加・多様化している子どもの健やかな育ちに必要な施策を盛り込めていない。</p> <p>⇒ 全ての子どもが安心して健やかに成長できるよう、増加・多様化している子どもの健やかな育ちに必要な施策を規定する。</p>	<p>心身の発達過程にある者であって、一つの人格として権利を有し、尊重されるべき者</p>
第14条 (子どもの育ちへの支援)	子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自己肯定感や非認知能力を高めるに、居場所、体験機会、多様な人との関わりが必要 ・子どもの育ちを見守り、応援したいと思う県民の割合が減少(みえの子ども白書) 66.3%(H23)⇒46.0%(R5) ・小学生の地域行事への参加経験が減少、地域への関心が低下(みえの子ども白書) 家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加したことが「何度もある」と答えた子どもの割合(小5) 60.1%(H27)⇒53.3%(R5) ・地域コミュニティが希薄化する一方、子ども食堂等の居場所づくりは拡大 子どもの居場所の数 26箇所(H29)⇒181箇所(R5) ・不登校の増加、子どもの貧困による格差が増大 1,000人あたりの不登校児童生徒数(小中) 11.6人(H23)⇒29.1人(R4) ・発達の課題、外国につながる子どもなど、特別な支援が必要な子どもが増加 通級による指導を受けている児童生徒数 492人(H23)⇒1,301人(R5) 日本語指導が必要な児童生徒数 1,651人(H22)⇒2,657人(R3) ・SNSでのいじめなど、情報社会の進展に伴う新たな問題の発生 ・検討会議で「地域に安心できる居場所が必要」、「子どもに関する様々な問題は、親の経済状況と関連が強いため、子どもの貧困対策が重要」、「児童養護施設を退所した子どもへの支援が課題」との意見があった。 	<p>1 県は、子どもが、自らの力を発揮して、自分らしく豊かに育つことができるよう、次に掲げる支援を実施</p> <p>(1)主体的に取り組む様々な活動を支援</p> <p>(2)多様な学び、遊び、体験機会に接することができるよう支援</p> <p>(3)安心して過ごすことができる多様な居場所づくりを支援</p> <p>2 県は、特別な支援や配慮が必要な子どもが、安心して健やかに成長することができるよう支援</p>

③子どもの意見表明の推進

項目	現行規定	課題と対応 (三重県の子どもの現状など)	改正案
第4条 (基本理念)	(1)子どもを権利の主体として尊重すること。 (2)子どもの最善の利益を尊重すること。 (3)子どもの力を信頼すること。	<p>現行条例は、「子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重する」ことを規定しているが、意見表明を進めるために、さらに子どもの視点に立った規定を整備する必要がある。</p> <p>⇒ 基本理念に追記するとともに、情報の提供に関する規定を盛り込む。</p>	(1)子どもを権利の主体として尊重すること。 (2)子どもの最善の利益を尊重すること。 (3)子どもの力を信頼すること。 (4)子どもの意見を聴いて尊重すること。 (5)子どもと子育て家庭とともに社会全体で支援すること。
第13条 (子どもの意見表明及び社会参画の促進)	県は、子どもの意見表明の機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重	<p>・子どもの意見聴取と尊重は、子どもの権利条約の4つの原則の一つ。 ・大人が意見を聴いてくれると答えた子どもは、自己肯定感が高い。(みえの子ども白書2024) 「親などの大人が意見を聞いてくれる」と「自分のことが好き」の関係(小5) 「いつも聞いてくれる」 ⇒「自分のことが好き」 43.5% 「まったく聞いてくれない」⇒「自分のことが好き」 0% ・検討会議で「学校の校則に子どもの意見が反映されるなど、学校側が子どもの意見を聴く姿勢を持つことが大切」、「子どもが意見表明するためには、情報を提供することが必要」との意見があった。</p>	県は、子どもの意見表明の機会を設け、社会参画を促すとともに、年齢や発達に応じて、子どもの意見を尊重
第20条 (子どもの視点に立った情報の提供)	規定なし		子どもに係る施策について、子どもの視点に立って分かりやすく情報を提供

④子育て家庭の負担感、孤立感が増大している

項目	現行規定	課題と対応 (三重県の子どもの現状など)	改正案
第4条 (基本理念)	(1)子どもを権利の主体として尊重すること。 (2)子どもの最善の利益を尊重すること。 (3)子どもの力を信頼すること。	<p>現行条例では、保護者の役割が規定されているのみで、保護者への支援については触られていない。</p> <p>⇒ 保護者が必要な支援を受けながら、安心して子育てすることができ、それが子どもの権利を守ることにつながるよう、子どもと子育て家庭をともに支援する視点を条例に盛り込む。</p> <p>・共働き世帯が増加し、仕事と育児の両立が課題 共働き世帯数 1,054万世帯(H24)⇒1,262万世帯(R4)</p> <p>・地域コミュニティが希薄化し、保護者の孤立感が増大(みえの子ども白書) 「地域の人たちとの関係やつながりが強いと思う保護者の割合」 小5の保護者 9.8%(H30)⇒8.2%(R5) 「子どもの育ちを見守り、応援したいと思う県民の割合」 66.3%(H23)⇒46.0%(R5)</p>	(1)子どもを権利の主体として尊重すること。 (2)子どもの最善の利益を尊重すること。 (3)子どもの力を信頼すること。 (4)子どもの意見を聴いて尊重すること。 (5)子どもと子育て家庭をともに社会全体で支援すること。
第15条 (子育て家庭への支援)	規定なし	<p>・保育所や放課後児童クラブの待機児童など、子育て家庭を支える環境整備が不十分 保育所:108人(R5)、放課後児童クラブ:78人(R5)</p> <p>・子どもの養育に第一義的責任を有する保護者を抜きに、子どもの権利を守ることは困難</p> <p>・検討会議で「子どもの権利を守るために、家庭を守ることが社会の責任」との意見があった。また、虐待条例改正の有識者会議で「養育者を支えることで防げる虐待がある」との意見があった。</p>	県は、保護者が安心して子育てができ、その役割を果たすことができるよう、子育て家庭に寄り添った様々な支援を実施